

# 野菜価格安定制度を利用している 野菜生産者の皆様へ

令和3年1月から当分の間、**初めて収入保険に加入される方は、収入保険と野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用(1年間)することができます**

## ご注意ください！

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います
- ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、受け取った金額を控除して収入保険の補てん金の計算をします



**Q1** 収入保険の加入経験がある者も、収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用することができますか？

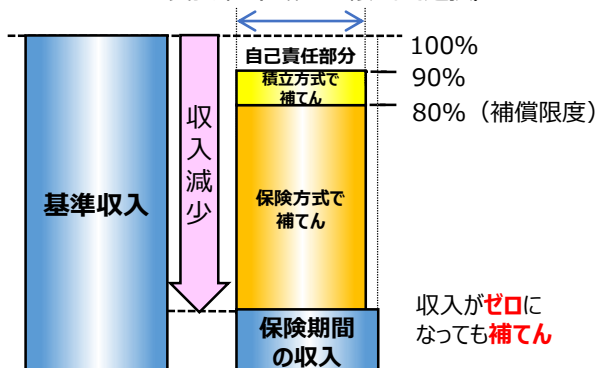
**A1** 今回の特例は収入保険の加入経験がない方を対象としたものです。これまでに収入保険に加入されていた方は、野菜価格安定制度との同時利用はできません

**Q2** 令和4年1月から収入保険に加入し野菜価格安定制度を同時利用した場合、令和5年1月からの収入保険にも必ず加入しなければいけないのですか？

**A2** 令和4年1月から収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用された方が、引き続き令和5年1月からの収入保険に加入するか否かについては、加入申請期限(個人の場合令和4年11月まで)に判断していただくことになります

### 収入保険の補てん方式

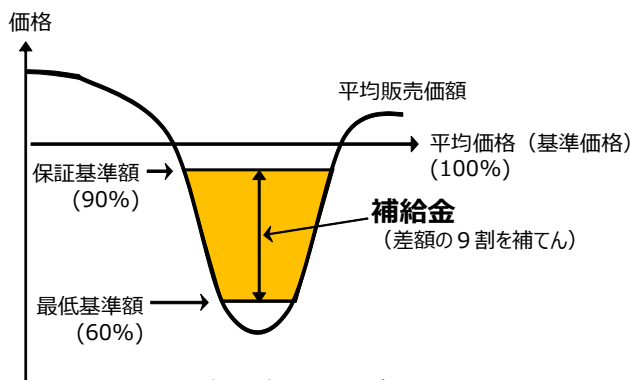
保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てん  
支払率(9割を上限として選択)



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

### 野菜価格安定制度の補てん方式

平均販売価格が基準価格の9割を下回ったら、差額の9割を補てん



※ 基準価格の60%が補てん下限

# 農業経営をサポート！ 収入保険のおすすめポイント

- 1 **全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下**のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します
- 2 基準収入の**8割以上**の収入を確保できます  
(例)基準収入が1,000万の場合、収入がゼロになっても、最大810万円まで補償します
- 3 **保険料の50%、積立金の75%、付加保険料(事務費)の50%**を国が補助します
- 4 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**が受けられます

## 収入保険は、様々なリスクから農業経営を守ります

自然災害や鳥獣害などで収穫量が下がった



災害で作付不能になった



倉庫が浸水して売り物にならない



盗難や運搬中の事故にあった



けがや病気で収穫ができない



取引先が倒産した



## もしもの時の切り札、「つなぎ融資」が好評です！

収入保険の保険金は、翌年の確定申告後の支払いとなります。つなぎ融資は、その間の経営資金確保を目的に**無利子**で利用できます。

自然災害や価格低下などにより、年間の収入が減少し、保険金の受取りが見込まれる場合、簡単な手続きで融資を受けることができます。**支払いなどの運転資金**や、**従業員の給料の支払い**に、保険金を前払いすることで営農の継続が図れます。

## 収入保険のお問合せは、お近くのNOSAIまでお気軽にどうぞ！

山梨県収入保険推進協議会

事務局



NOSAI 山梨

■中央支所 TEL：0553-22-5056  
■南アルプス支所 TEL：055-282-0443  
■本所 TEL：055-228-4711

■北部支所 TEL：0551-23-1111  
■富士支所 TEL：0554-45-6611